

## 平成 20 年度 第 2 回 柏原市文化財保護審議会 会議録

**日時** 平成 21 年 3 月 17 日 (火) 午後 3 時 05 分～午後 4 時 30 分

**場所** 柏原市立歴史資料館 研修室 (資料館 3 階)

**出席者** 委員 塚口義信 (堺女子短期大学学長)、綿貫友子 (大阪教育大学教授)、  
長谷洋一 (関西大学教授)、市川秀之 (滋賀県立大学准教授)、  
橋寺知子 (関西大学准教授)

事務局 三浦誠 (教育長)、駒田修三 (社会教育課課長)、脇田直行 (社会教育課課長補佐)、  
北野重 (主幹兼文化財係係長)、桑野一幸 (主査)、石田成年 (主査)、  
酒谷健藏 (歴史資料館館長)、安村俊史 (主査)、山根航 (囑託)

**次第** 開会 (午後 3 時 05 分)

会議録署名人選任 市川委員 橋寺委員

議事 議案 1 市指定文化財の答申について

議案 2 市指定文化財の諮問について

報告 1 市指定文化財の告示について

その他

閉会 (午後 4 時 30 分)

**議事** 議案 1 「市指定文化財の答申について」

平成 20 年 7 月 30 日付、柏教委 406 号「市指定文化財の諮問について」により諮問のあった「平野遺跡出土絵画土器」を、有形文化財として市指定文化財に指定することについて答申。

平成 20 年 7 月 30 日付、柏教委 407 号「市指定文化財の諮問について」により諮問のあった「本郷遺跡出土小銅鐸」を、有形文化財として市指定文化財に指定することについて答申。

議案 2 「市指定文化財の諮問について」

平成 21 年 3 月 17 日付、柏教委第 110 号「市指定文化財の諮問について」により「太平寺の葡萄酒醸造用具」を有形文化財として市指定文化財に指定することを諮問。

報告 1 「市指定文化財の告示について」

「松岳山古墳出土品」と「茶臼塚古墳出土品」の文化財指定告示手続きについて報告。

<事務局石田> 永らくお待たせいたしました。ただいまから平成20年度第2回柏原市文化財保護審議会を開催いたします。先生方には本日公私ご多忙の中、ご出席賜りまして誠に有難うございます。私は本日の司会を務めさせていただきます社会教育課文化財係石田でございます。どうぞよろしく願いいたします。それでは審議会の開会に当たりまして三浦教育長からご挨拶を申し上げます。

<三浦教育長> 皆さんこんにちは。お忙しい中審議会にご出席をいただきまして有難うございます。お陰様でと申しますか、昨年7月に第2号と第3号の答申を頂戴したところであります。本日の審議会で4回目となります。ご案内の通り本市には歴史的文化遺産が溢れております。歴史的な地域文化財の指定は歴史豊かなまちづくりの推進に沿うものであると考えております。今日はこれまでの考古学的資料とは違い市の地場産業に係る用具類についてお諮りをいたします。どうぞよろしく願いいたします。

<石田> これから先の議事進行につきましては施行規則第26条第1項の規定によりまして、審議会の会長が議長となる、となっておりますので、塚口会長様をお願いいたしたいと存じます。その前に本日の会議の会議録署名人を選任させていただきます。僭越ではございますが、事務局からお二人の署名人をご推薦させていただきます。よろしければ市川先生、橋寺先生をお願いいたしたく存じます。どうぞ宜しく願いいたします。なお本日の会議は、審議会委員5名の先生方にご出席いただいております。あいにく置田先生はご体調不良と申すことで、岩城先生は所用のためご欠席でございます。柏原市文化財保護条例施行規則第26条第2項の規定によりまして、本会は成立しておりますことご報告いたします。それでは塚口会長様、議事進行をよろしく願いいたします。

<塚口会長> それでは失礼いたします。いつもこの会が開催されるのは暑い時か寒い時のいずれかになっておりますが、今日は割と暖かい日になりまして良かったなと思えます。本年の第1回目の審議会は暑い時の7月30日に開催され、2点につきまして教育委員会から諮問されました。1点目は平野遺跡出土の絵画土器についてでございました。それから2点目は本郷遺跡出土の小銅鐸についてでございました。事務局からもう一度簡単に説明していただけないでしょうか。

<石田> お手許に昨年開催しました第1回の資料があるかと思えます。そちらに指定物件候補の資料を付けております。まず平野遺跡の絵画土器についてです。弥生土器1点。出土地は柏原市平野2丁目。年代につきましては弥生時代中期としております。平野遺跡は柏原市の北部、生駒山脈西麓に位置する弥生時代から中世の複合遺跡でありまして、当該資料は平成5年、1993年に下水道管理設に伴う発掘調査により現地表下約2.5メートルから出土したものであります。壺の頸部に楯を持つ人物と犬が描かれております。人物は線刻、犬は粘土の貼り付けによるものであります。概略としては以上です。

<塚口会長> はい、有難うございました。弥生時代中期と考えられる絵画土器でございます。人が手に楯を持っている姿を線刻してあるというのは全国では初めてであろうということでございました。それから粘土を貼り付けて犬らしきものを表している。これも非常に珍しいということでございました。前回ではこれは是非指定の方向で考えて行こうと決まったかと思えますけれども、ただ考古学ご専門の置田先生が当日ご病気で欠席されましたので、その後の置田先生との話し合いにつきまして若干ご説明していただけますでしょうか。

<石田> 本日もそうなんですけれども、先生につきましてはご体調不良ということで入退院を繰り返しておられます。そんな中で前回の資料をお届けしましたし、諮問させていただいた資料についての補足説明も電話でさせていただきました。当然のことながら置田先生はこの遺物ですとか内容、情報についてはご存知でして、特に問題ないというところでした。

<塚口会長> 先生方、何かご意見ご質問等ございませんでしょうか。前回もずいぶんと時間をかけていろいろ検討したかと思えますので、柏原市の指定ということで答申させていただきますてよろしいでしょうか。はい、有難うございます。それでは2点目の小銅鐸につきまして事務局から簡単にご説明していただきます。

<石田> 2点目の指定候補物件は本郷遺跡出土の小銅鐸であります。員数は小銅鐸1点。出土地は柏原市本郷5丁目。柏原市の北端に当たります。年代としましては弥生時代後期のものと考えております。この資料は本郷遺跡から平成3年、1991年、共同住宅建設に伴う発掘調査により出土しました。法量は総高10.5センチ、身の高さ8.7センチ、鈕の高さが1.8センチ、最大の長径が6.2センチ、重さは149.2グラムを測ります。さきほどの平野の弥生土器と同様、これは従前から歴史資料館の展示室において市民の皆さんに公開しておるものでございます。

<塚口会長> はい、有難うございました。先生方、何かご意見ご質問等ございましたら、お願いいたします。いかがでございますか。この件についてもですね、ご専門の置田先生にご相談をかけたおかげで、また当日の審議会では前向きに指定の方向で考えましよう、こういうことであつたかと思えます。置田先生のご回答はいかがでございましたでしょうか。

<石田> 先ほどの弥生土器と同様、当然のことながら従前から本郷遺跡からこういうものが出土しているという情報はご存知でして、今まで指定になってない方がおかしいというところでした。これについても高く評価していただいております。指定については問題はないということでした。

<塚口会長> はい、有難うございました。先生方、指定の答申ということでよろしいでしょうか。有難うございました。私も銅鐸がどのあたりから出たのかか、本郷まで確かめに行きました。看板をお立てになる予定はあるのでしょうか。

<北野> 大和ハウスのマンションでございまして、中に管理人さんあるいは組合と言いますか組長さんがいらっしゃいまして、毎年変わられるということでもうずいぶん以前になるんですけれども、看板を立てさせていただけないかなというようなお話しをさせていただいたんですけれども断られまして、狭いというのと入口のところに植木等を植えている場所があるのでそこに貴重なものなのでできたらとお話しをさせていただいたんですけれども、組長さんの方から今回はおやめいただけないかなと、一応共同住宅の皆さんの同意を得たいというふうに仰ってまして、何人かの方は一応賛同いただいたみたいなんですけれども、皆さんの賛同を得られないからということで看板の方を断念したことがあります。もう 10 年近くなるかなと思うんですけれども、本来なら市の指定になりましたので再度看板等の設置を考えてもいいかなということでもう一度折衝したいかなと考えております。

<塚口会長> はい、有難うございました。看板を立てると申しましてもお金が必要なことでございますので、そちらで相談していただいた上ですね、必ず立ててくれというわけではございませんのが、できるだけよろしく願いいたします。このことでは前回の会議の時にも出たことなんですけれども、あんまり離れた所に立てると読んだ人が間違えますので、その点一つ工夫をお願いしておきたいと思います。古市古墳群の仲津山古墳の近くの修羅の看板がずいぶん離れたところにありましてですね、見学してらっしゃる方が間違っこのあたりから出たんだなど。しかし実際にはもっと遠くの方から出ておるわけでございます。看板を立てていただきます時にはそういう間違いが起こらないように、ひとつよろしく願いいたします。それでは審議会の方から教育委員会の方に答申させていただきたいと思います。

柏原市教育委員会様、平成 21 年 3 月 17 日、柏原市文化財保護審議会会長塚口義信、柏原市指定文化財の指定について、答申、平成 20 年 7 月 30 日付け柏教委第 406 号で諮問のあった、平野遺跡出土絵画土器の柏原市指定文化財への指定について審議の結果、次のとおり答申します。平野遺跡出土絵画土器の柏原市指定文化財への指定については、原案どおり指定することを適当と認めます。

同じく本郷遺跡の小銅鐸につきまして。本郷遺跡の小銅鐸の柏原市指定文化財への指定については、原案どおり指定することを適当と認めます。

よろしく願いいたします。

<三浦教育長> 有難うございます。

<塚口会長> それでは議事の議案の 2 に参りたいと思います。市指定文化財の諮問について。事務局からお願いいたします。

<石田> 今まで過去 3 回審議会を開催いたしましてその時に諮問させていただきました資料は考古学的な資料でありましたが、今回は時代的に新しくなります。お手許の資料の議案 2 のところでございます。名称は太平寺の葡萄酒醸造用具であります。物

件につきましては員数も含めまして、葡萄の破碎機ですとか、圧搾機、桶、樽、打栓器、ポンプ、秤、実験道具等であります。所在地につきましては柏原市太平寺2丁目9番14号。これは今ワイナリーとなっておりますカタシモワインフード株式会社様の所有地であります。年代につきましては大正から昭和のものであります。概要をご説明いたします。柏原で現在栽培されております甲州ぶどうは、明治11年、大阪府が沢田村、現在の藤井寺市であります、そちらに設けた指導園で育成した苗木を、堅下村平野の中野喜平氏が栽培に成功したのがきっかけになり普及したものであります。ワイナリーとしての歴史は大正初年に創業者の高井作次郎氏が葡萄を加工してワイン製造を始めたことによります。その時以来の貯蔵庫は現在も使われておりまして、平成17年に国の登録文化財になっております。対象となります資料はカタシモワインフード株式会社で所蔵する破碎機、圧搾機、桶、樽、打栓器、ポンプ、秤、実験道具等の葡萄酒醸造用具であります。柏原市太平寺でおもに大正から昭和にかけて使用された、この地域、特に柏原の地場産業、生業を示す特色ある貴重な資料であると考えまして今回諮問させていただきます。

<塚口会長> はい、どうも有難うございます。民俗に関わってくる分野でしょうから、市川先生何かございませんでしょうか。

<市川委員> これは有形文化財として指定していかれるのか、それか有形民俗文化財として指定されるのか。

<石田> そのへんのカテゴリーについてもどのあたりになってくるかというところですね。ただ生業に関わる器具類ですので、今までの他の地域での指定例をみてますと民俗の括りで指定している所もあるようです。

<市川委員> ユニットですねあるいは何点あるかとか、それがどのようなものであるとかがあった上で指定されるのが、そうでないと一個何か無くなってもわからないというようなことになりますし、あるいはそのものがどういうものであったのかとわかった上で指定された方がいいような感じが。ただ点数としてはざっとで結構ですが何点ぐらいあるのでしょうか。

<石田> お手許の資料に写真は載せておりますけれども、写真1にカタシモワインフード貯蔵庫国登録文化財を載せております。ここの2階をテイastingルームにお使いになっております。テイastingルームを資料展示館のようなものにも併用なさせて頂いて写真2にあるような状況になっております。こちらにあるものを指定の対象と考えておりまして、先ほどざっと申し上げました資料は写真にあるような内容であります。概ね100点を超えるようなそういうふうに思えます。大きな圧搾機から写真2の中心の奥に見えてますようなワインを醸造し始めた時分に創業者がいろいろ実験をしていたようでして、その実験用具ですねそういうものも含んでおります。

<塚口会長> 市川先生いかがでしょうか。

<市川委員> たくさんあるようなら大変だなあと思ってたんですが、実測とかは難しいと思うんですけども、100点ぐらいならすべて写真を撮ってリストアップして。現地での名称とか大切ですね。幸い所有者の方もご協力いただけるようで、そんなに急がなくても指定さえすれば。こういうものを指定していくというのは非常に重要なことだと思いますので、地域の産業を示すとても重要なことだと思いますので何か追加資料を用意された上で指定されればいいんじゃないかなあとと思いますけれど。

<塚口会長> はい、どうも有難うございます。他の先生方何かご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。長谷先生いかがでございますか。

<長谷委員> 市川先生とほとんど同じですけども。私はあまりワインを飲まないんですけどのようしてできるのかとかよくわからないので、先ほど名称の問題を市川先生が指摘されました。簡単で結構ですのでどういう具合に使われていたのか、ぶどうが採れてワインの瓶詰めあるいは樽詰めされて、出荷されるまでの主要な資料等が残っているかと思っておりますので、そのあたりを整理していただきたい。今後市民の方に啓発できるのかもしれないので。

<塚口会長> 綿貫先生何かございましたら。

<綿貫委員> 今のコメントと関わることで、下の展示室にも醸造関係の資料があるのですが、それとの関係でこれが指定された暁には展示で何か考えていけるのでは。

<塚口会長> 下の展示室にある道具、もしよければ若干ご説明をお願いしますでしょうか。

<石田> このカタシモワインフードさんでお持ちの所蔵資料を今回諮問した理由の一つに現在大阪府で進めております大阪ミュージアム構想があります。その関連事業として歴史文化的まち並み再生補助金、石畳と淡い街灯まちづくり支援事業というのがあります。それについては今年度太平寺地区がリストアップされたんですけども3番手で、この事業については2番手までの事業で、3番手であったのでその選から洩れてしまいました。市としては積極的に進めていこうとしたんですけども、審査の段階でまだもう少し地元の熱いものといえますか、一生懸命やってはる、まちなみがきれいに残っているのはわかるけれども、もう少し足りないところがというのがありまして、その中で市としてきっちりバックアップしていく中で私ども文化財として何かお手伝いしていくにはこういう地場産業を歴史的な面でPRしていけたらいいなという考えに至りました。カタシモワインフードさんにつきましては従前から登録文化財に貯蔵庫をしていただいたりとか、あちこちで地場産業のぶどうに係るワインの特売とかPRを熱心にしていただいているというところでまさにこういうものを市指定の文化財にして活用していただくことで地域の熱がこれで上がっていくんではないか、そういう起爆剤になればというところ、そういう視点でもって今回の対象の物件としては好都合ではないかという考えました。

<塚口会長> はい、有難うございました。

<橋寺委員> この建物が登録文化財になっているということで、今のお話しにもありましたように近代化遺産の一つだと思えます。建物だけが残っていてもそれが特に産業系のものというのとは何なのか、建物自体が産業の建物というのは工場とかよくわからないものなどが多いんですけれども、そこにセットでこういうところでこういうことをしていたというのを説明するのがこの道具類だなど。それがセットであることでよくわかる資料になると思えますのでこういうものを指定して、場所とどういふふうに守りながら活用するというのも意味もあると思えます。確かにリスト化ができないとこういうものは難しく、それをどう使ったのか、いつ来たのか、どういふ位置づけなのかということ調べないと本当はいけないんだろうなど、その作業というのがやはり大分いるのかなあと私は思います。

<塚口会長> どうも有難うございました。建物と道具がセットであるというこの視点が貴重ですね。建物、貯蔵庫が文化財になっておるわけで、是非道具の方もこの際、市指定の文化財にという考え方でですね。

<橋寺委員> 貯蔵庫ですとここでこれを使って作ってたというわけではないとは思いますが、エリアというか工場に連綿として何かしらあればいいなというふうに思います。

<塚口会長> 有難うございます。柏原といえばぶどうで、葡萄酒ができますよね。指定文化財に一つもないのが寂しいですよ。これだけいいものがあるわけですからね。今まで先生方にご発言いただいたのを少しまとめてみますと、一式という形ではなくて全部調査してまずは名称を決めるということですね。そして全ての員数について上げる。確かに無くなったら困るし、それぞれ皆名称も付いているはずでありますから。時間がかかるかと思えますけれども、調べていただいて、きっちりのご報告していただく。このような方向で今後調査いたしまして、できるだけ柏原市の民俗の有形文化財というかたちで指定していきたい。こういう形で先生方よろしいでしょうか。これは市川先生あたりが中心になって調査等お願いできますでしょうか。私も興味がありますので、できましたら連れて行っていただければ有り難く思います。だいたい、いつ頃調査されますでしょうか。

<石田> 先方がこちらの資料にお付けしましたように同意は当然頂戴しておりますし、歓迎もしていただいておりますので、先生方のご都合を調整させていただきます。

<塚口会長> 市川先生のご都合を最優先していただいて事務局で進めていただければ有り難いと思います。

<三浦教育長> 柏原市文化財保護審議会会長様。市指定文化財の諮問について。柏原市文化財保護条例第6条第3項の規定に基づき、「太平寺の葡萄酒醸造用具」を有形文化財として市指定文化財に指定することを諮問いたします。1 名称、太平寺の葡萄酒醸

造用具。2 所有者、カタシモワインフード株式会社代表取締役高井利洋。3 所在地、柏原市太平寺 2 丁目 9 番 14 号。4 員数等破砕機、圧搾機、桶、樽、打栓器、ポンプ、秤、実験道具等一式。よろしくお願ひいたします。

<塚口会長> 前後してしまいましたけれども、教育長先生から諮問についての文書を頂戴しました。議案の 2 は終わりにしまして、それでは次に報告 1 市指定文化財の告示について、事務局からお願ひいたします。

<石田> 前回の審議会で答申を頂戴しました松岳山古墳出土品と茶臼塚古墳出土品についての告示であります。柏原市文化財保護条例第 6 条第 1 項の規定によりまして、平成 20 年 8 月 21 日付で松岳山古墳出土品と茶臼塚古墳出土品、それぞれ指定いたしました。そのことをご報告いたします。

<塚口会長> はい、有難うございます。報告 1 につきましてはこれでよろしいでしょうか。それでは議事のその他に参りたいと思います。その他、よろしくお願ひいたします。

<石田> その他としましてまず一つ目。昨年秋から柏原市国分東条町にあります河内国分寺跡の範囲確認の発掘調査を進めて参りました。それについての報告を担当しました山根からご説明とパソコンを使っての状況報告をさせていただきます。

<山根> 紹介いただきました山根でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。簡単ではありますがお手許の資料とパソコンでご説明いたします。簡単にご説明させていただきますと、今年の 10 月から今年 2 月まで約 5 ヶ月にわたって河内国分寺の発掘調査を行いまして、非常に大きな成果を今回得ることができました。こちらが今回調査をした場所、ちょっと遠くなりますがだいたいこの辺りにありまして。芝山から撮影した、北側から撮った写真です。調査地はこちらでして、現在復元されている塔跡はこの木の向こうになるんですけれど、この辺りにあります。こちらが反対側、こちらが芝山でして、真ん中が調査地になります。調査地が約 100 平米で標高が約 48 メートルの場所に位置しております。今駐車場といいますか資材置き場になっていましてところが青谷遺跡でして、竹原井の離宮、行宮です。そういう非常に有名な遺跡がこちらにあります。それとおそらくほぼ同時期であろう国分寺の範囲確認をこの北で行っております。ちなみに塔が向かって右側の向こう側になります。お手許の資料で河内国分寺跡 2008 の 1 次発掘調査の成果というものが今年の 12 月 14 日に行いました現地説明会の資料でして、3 枚目の見えてきた河内国分寺という資料がただ今下でスポット展示を行っておりますスポット展示の解説シートになります。この見えてきた河内国分寺の解説シートこちらを参照していただきたいと思うんですが。これが発掘調査前の状況でして、ここは現在は使われていないんですけれども以前は畑ですとか田圃に使われていたということでした。調査を行いますと約 30 センチほど掘っていきますとこのように瓦の破片が非常に多く出土しておりまして、今回の発掘調査ではコンテナ



約 100 箱分の瓦の破片が出土しております。但しですね瓦の文様がついているもの、いわゆる軒先の平瓦ですとか丸瓦というのは 1 点ずつしか出ておりませんで時期ははっきりわかるもの、瓦は今回は非常に少ない状況です。こちらが掘り下げて調査を進めていった状況でして、この部分がちょっと下がっている部分なんですけれど、この部分が以前昭和 45 年に大阪府教育委員会が調査を行った調査区でして、お手許の資料の解説シートの下に調査区全体図というのがあるんですが、その右側の波線で示している部分、カギのてに曲がっている部分それが旧トレンチで、この部分にあたります。その周囲にはおびただしい瓦の破片が散乱している状況です。こちらが調査区全景になるんですけれども、先ほど言った旧調査区というのはこの部分にありまして、ここから延石というか凝灰岩でできた平べったい石なんですけど、だいたい一つが長さ 1 メートル、幅が 35 センチ、厚さが 10 センチから 15 センチほどの板状の石がこのように並んでいる状況というのが今回の発掘調査でわかりました。以前の大阪府の調査でもこの一部分ですとかこの奥の一部分の調査も行ってはいたんですけれども、その延石がどういった規模大きくなるのか、いったい何なのかははっきりわからなかった状況です。以前の調査の状況では一部分の調査しか行われていなかったんですけれども、おそらく河内国分寺の門にあたる、中門にあたる部分ではないかというふうに考えられておりました。今回このように延石の状況が明らかになりまして、こちらのずーっと延びていってこの奥でまた画面の右側に曲がっていく状況なんですけど、おそらくこの張り出している部分というのが、飛び出している部分というのが階段の部分になるのではないかと。門に使う階段の部分が非常に大きなものになりまして、この長さが約 17 メートルございます。それだけの規模の階段を持つものということで中門ではなくて金堂ではないかと、金堂の可能性が非常に高くなって参りました。こちらにこのように石が並んでいるのがおわかりなると思いますが、こちらが河内国分寺が建てられる以前にあった我々は今のところ基壇状遺構と呼んでおりますが、国分寺に先行する遺構が見つかったということも大きな発見となっております。こちらは延石を前の方から撮った写真になりますが、こちらの部分は階段ですので画面の右側が基壇の部分、おそらく石が積まれてその上に金堂が建っていたであろうと推定しております。この右側の部分が本来はおそらく 1.3 メートルほどの高さがあったのではないかと考えているんですけれども、延石からこの基壇の部分というのは 2, 30 センチぐらいしか残っておりませんで、上が飛ばされている削平されている状況です。ですので本来建物が建っていたこちら側には礎石ですとか柱を立てる穴ですとか、そういうものがあつたと思うんですけれども、今回の調査ではそういう痕跡は一切見つかっておりません。おそらく金堂だとは思われるんですけれども、どういった柱の間隔ですとかどういった規模なのかというのは今の段階ではわからないという状況です。こちらが調査区を西側から西南方向から見た写真です。こちらから約 17 メートルほど

でここで曲がっている状況です。このように石が無いといいますが抜けている状況がわかると思うんですけども、おそらく畑ですとか田圃の開墾の際にこの延石が邪魔になってしまって壊してしまった抜いてしまったという状況がこちらではわかります。こちらの東側に関しては延石がきれいに残っている。西側に関しては残りが悪い状況になっております。こちらの部分の写真なんですけれども、これが先ほどの角の部分なんです、色がわかりにくいかと思いますがこちらが地覆石と呼んでおるんですが、先ほどのお手許の資料をめくっていただいた次のページの上の部分ですね、推定金堂階段復元図という想定図なんです、地覆石というのはこの延石の上に並べられている、置かれている石にあたります。この地覆石なんですけれどもご覧になっておわかりのように本来は延石にきれいに並べられていたようなんですが、ひっくり返ってといいますが本来の状況ではない状態で出土しております。但しこの地覆石に関してはスポット展示でも展示しているんですけども、近くの塔跡の地覆石と同じように飾りに付けられると思われる段といいますが刻みといいますがそういったものも見つかっておりますので地覆石に間違いはないだろうというふうに考えております。この横の瓦になります。この延石なんですけれどもよく観察してみますと、写真ではわかりにくいかと思うんですが、手前の方は割と表面がざらざらといいますが風化した状況が見えまして、こっちの奥の方は表面がきれいといいますが滑らかな状況になっています。おそらく滑らかになった上に先ほどの地覆石を載せてまた石を載せて階段にしているということが推定できます。もう一つですね今回発掘した延石の謎の一つなんですけれども、延石のほぼ中央部分に突起が二つ、陰になっている部分があるんですけどもほぼ先ほどの延石、階段部分の中央にあたる部分に突起が付いております。さらにこのような刻みといいますが切り込みといいますがそういった加工がされておまして、階段の中央部分というのは何かしらはっきりは性格はわからないんですけども何か特殊な加工をしているようだということがわかっております。そしてこちらが先ほど説明しました河内国分寺の金堂が建てられる以前にあったことが判明した基壇状遺構でして、高さが15センチほどの石を並べておまして、さらにその周りに平べったい石を並べている。だいたい横幅が4.7メートル、奥行きが6.2メートルほどございます。だいたい長方形のかたちをした施設だということがわかりました。基壇状遺構の北側から見た写真なんですけれども、こちらもこのように長方形になる施設だろうということがわかっています。この写真でもおわかりになるかと思うんですけども、この四角い基壇状遺構の周りに砂利を敷き詰めている部分がありまして、当初我々はこの玉砂利を河内国分寺の遺跡に伴うものだろうと考えておったんですけども、調査を進めるうちに玉砂利が延石によってここに境というのがあるかと思うんですけども、壊されている掘り込まれている状況がわかってきました。この玉砂利に関してはこの石を境目にこの奥にはありませんで、結局この基壇状遺構の周りに敷き詰めている状

況というのがわかりました。従いまして玉砂利というのは基壇状遺構に伴うということがわかりまして、非常に広範囲にわたって玉砂利を敷き詰めている。この石を並べたこの施設があったということがわかりました。この玉砂利というのもかなりしっかりと敷き詰められている状況で、この玉砂利に関しては石川から採取した石であろうという話を伺っております。これも玉砂利なんですけれども、今回の調査区の東側にあたるんですが非常に広範囲にわたって玉砂利が敷かれているというのがわかると思います。これも基壇状遺構です。コーナー部分にあたる部分が非常に丁寧に石を立てて、その周りに平らな石を敷いてさらにその周りに玉砂利を敷いているというのがわかるわけです。これも反対側のコーナー部分なんです、角の部分には四角いちょうどいい石を探して置いているというのがわかるかと思えます。成果をまとめますと、今回この延石が曲がる部分、ということは延石の規模というのが今回明らかになりまして、さらにこの曲がる部分がわかったことでだいたいこの辺りが中心になるんですけれども、ここを中心にしておそらくこの奥にはこれが仮に金堂だとすると奥には講堂がありますし、こちらの左側には中門も並ぶだろうというように中軸線が今回判明したことで具体的に河内国分寺の伽藍配置がそういったことが推定できるようになりました。さらにそれを遡るこのような基壇状遺構が非常に丁寧な手の込んだ造りをしている遺構が発見されたので、この国分寺の性格を探る上で非常に大きな情報を得ることができたと考えております。以上です。ご不明な点等ありましたらお聞きしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

<塚口会長> 玉砂利の敷いてある国分寺建立以前の建物ですね。何とお考えでしょうか。

<山根> わからないというのが正直なところなんですけれども。別の遺跡、他の例を見ますと仏像を入れる仏堂ですとかそういった施設かなとも思うんですが、この基壇状遺構はピットが見えるんですけれどもこれは基壇状遺構とか国分寺に伴う穴ではなくて、それより新しい時期にあけられた穴だと考えております。基壇状遺構の上には柱が立っていたのかどうかはわかってはおりませんで、この建物の性格については現段階ではよくわからないと。来年度できればこちらの未調査のさらに西側にあたる部分に調査範囲を広げていけば性格も把握できるかなといろいろと考えております。

<塚口会長> 有難うございます。今の国分寺跡の件で何かお聞きになりたいことはございませんでしょうか。ないようですので、次はトウヤ儀礼についてお願いいたします。

<石田> 雁多尾畑地区のトウヤについてのご報告です。前々回の審議会の中で一昨年12月14日に行われました雁多尾畑地区のトウヤについて写真を使っての状況報告をまずさせていただきました。その時にもう少し詳しく見てきたらどうかというご指導がありまして、昨年平成20年12月14日の晩と翌15日の朝、その様子を市川先生にご足労お願いしまして現地で準備の様子、また参拝の様子を見て参りました。これにつきましては市川先生がご報告下さいます。市川先生よろしいでしょうか。

<市川委員> 去年の概要につきましては前々回の会の時に石田さんからご報告いただきましたので概略だけ申し上げます。14日におもにオコワと呼ばれる四角形のご飯、餅米を蒸して四角く形作ったものですね、バランで包んである。そういったものを作るわけですが、だいたい5合ぐらい、10個作りますと5升ぐらい必要であります。現在は5人の方が当番でおられます。時間がかかりますのでその間にお話を伺ったような次第です。翌日朝早くからお宮さんの方で宮司さんがおられて神事が行われる。オコワとか乾物類等、お神酒をお供えして神事が行われる。その後、末社でも同じようなことが行われるというようなことでございます。3枚のプリントを今日お配りしましたのは、昭和12年に古代史家が宮座の研究をしておるんですが、柏原市の場合その記録が4箇所残っておりまして、雁多尾畑と青谷、安堂、太平寺と4箇所。これは現在明治大学の図書館にしまっており、コピーのコピーしたわけでもちょっと読みにくいものですからワープロで打ったものです。昭和11年ですから今から70年以上前の記録になります。その雁多尾畑地区だけ起こしたものです。現在にもつながりますものはトウヤが2軒やっておられたということですね。その他に一番長老をイチロウといってる、一番年寄りやからイチロウというんですがその方が中心になって行事をやっておられる。その制度は今ではございません。それと男の子が生まれると座入をするわけですがそれも12月15日に行われる。これも現在では絶えておる。このオコワのことは、キヨウと書いてあります。キヨウというのはたぶんお供えのことで、キヨウノメシというようなものがあつた。それを5合ずつ全世帯250軒ぐらいあるものですから大量のお米が要つたということがわかります。現在ではずいぶん変わった様子です。その当時は行われていたようです。これの段階でもずいぶん変わっているようでして、昔はこうであつたというようなことが書いてありますので段階的に追いかけることが必要かと思ひます。同様に青谷でありますとか太平寺にもそういうものがある。青谷では正月に八人衆という年寄りの組織がありまして、八人衆がユミウチという正月によくやる行事ですが、弓を打って鬼を払う行事が行われていたようでございます。現在たとえば奈良県や滋賀県では結構残っておるけれども、大阪では行われていないようなものがずいぶん柏原市内では残されて、昔のことがわかると思ひます。だいたい以上でございます。

<塚口会長> どうも有難うございました。文化財としての価値についてはいかがでしょうか。雁多尾畑のトウヤ儀礼の。

<市川委員> トウヤ儀礼自身が大阪ではあまりないということでありまして、そういう意味では貴重だと思います。指定するほどではないであろうと。記録をちゃんとしておくことが大事だろうと思ひます。

<塚口会長> 放っておきますとだんだん変わって行って、無くなってしまったりしますからね。先生方、何かご質問とかございましたらお願いいたします。まだ雁多尾畑の

方へはこれから。

<市川委員> 他の行事も大変楽しくてですね、雨乞いでありますとかお聞きいたしましたので、結構大阪でもやってるんだなということがわかりましたんで、それだけではなくてすべて調べていくのがいいのかなと。

<塚口会長> ご多用中恐れ入りますけれども息の長い調査でよろしくお願いたします。それでは次に行かせていただいてよろしいでしょうか。

<石田> 資料の3番目です。国指定史跡田辺廃寺跡盗掘事案に係る経過。これも前回の審議会の中で塚口先生からあの事件についてのその後はどうなりましたかとお申し出がありましたので、時系列で大きな出来事をまとめました。資料がそのあと、新聞記事と1、2点ございます。国指定史跡になってます田辺廃寺跡というのが柏原市の田辺にございます。平成17年12月17日に柏原警察署から歴史資料館に電話によりまず一報がありました。どうも田辺廃寺の中でかなり盗掘があつて荒らされているようだ。土曜日勤務していました安村と偶々出てました私とがその一報を受けまして現地に行きましたら確かに盗掘されている。埋め戻されて枯れ葉を上にかぶせてカムフラージュされている状況を看取いたしました。そのあと直ちに被害状況確認のために現地に入りまして、盗掘された痕跡を認めた後、盗掘されたところをきっちりもう一遍掘り直そうと被害状況確認作業を実施しました。主として東の塔跡と金堂、そのあたりを中心に実施しました。その結果、塔跡、これはセン積み基壇を持つものでしてそこからどうもセンがかなりの数、最終的には28点、少なくとも28点という数字を出したんですけれどもそれが抜き取られている状況を看取しました。それに基づきまして被害届ですとか告発状を柏原警察署に提出しました。それが平成18年3月13日であります。捜査の状況を待ってますと平成18年11月頃でしたでしょうか、田辺廃寺から出たものと思われる瓦がオークションに出品されている。時期が時期であるのでそういう通報がオークション会社にあります、田辺廃寺の瓦らしきオークションについてはオークションそのものが中止になった、出品が中止になった。全部で8点でしたか、ありました。柏原警察署ではオークションに出品された資料を持ち帰ってきました、私どもで被害状況を確認した作業で持ち帰ってきました瓦片との接合作業を実施しましたところ数点接合しました。ということは、盗掘に伴って出土した瓦であろうという判断の下に改めて平成19年6月6日に2度目の告発をしました。その結果、元僧侶といわれている被疑者、そこに家宅捜索等も入りまして平成20年10月30日に書類送検がありました。その後平成20年12月18日に嫌疑不十分による不起訴処分の処分通知書が参りました。平成18年3月13日と平成19年6月6日の2度告発しておりますので、その2件についてのそれぞれの通知書を参考資料として付けております。オークションに出品されておりました瓦につきましては鑑定作業の結果、明らかに田辺廃寺の瓦であるということから押収後柏原警察署に保管しておりましたが、嫌疑不

十分という処分が出た後、平成20年12月24日、管理者、土地所有者であります春日神社さんにそのオークションで出た瓦すべてを返却しまして一応の決着ということになっております。

<塚口会長> 有難うございました。お答えできるところだけで結構なんですけれども、不起訴になったということは新聞、テレビでもやりましたですね。瓦は家にあったんですね、この方の。

<石田> 瓦はオークション会社に持ち込んだということがわかって、カタログに載ってまして、持ち込んだがこの被疑者とされる方です。

<塚口会長> 瓦は家にあったんだと言い張っているわけなんですね。

<石田> かなり前から家にあったと。

<塚口会長> でも田辺廃寺のその部分が抜けているということは、そんな前からはなかったでしょうね。

<石田> 警察からの依頼で、刑事訴訟法に基づいてこちらで鑑定作業を実施しました。そのうちの一つが盗掘の確認作業をしたときに出土した瓦片と接合しましたので、私どもとしては明らかに東塔なり金堂周辺の盗掘に伴う、それも直近の盗掘に伴うものであろうという考え方に基づいて告発しました。ただセンについては全く所在はわかっておりません。

<塚口会長> センはわかってないんですか。先生方いかが思われますか。長谷先生、最近仏像がよく盗まれています。

<長谷委員> 去年の12月24日に春日神社さんに証拠品として返却されたものはオークションのカタログに掲載されていたもの。いわゆる家宅捜索をするといっぱいいろいろなものが出てくるはず、あるいはオークションに出ていないものまで、それはわからないですか。

<石田> 捜索の結果の話、他にどういうものがあつたとかというのはこちらまでは聞かされておりません。

<長谷委員> 返ってきたというのはオークションのカタログに載った分のみということになるんですか。

<石田> オークション会社にどれだけ持ち込まれたかというのについては把握してません。カタログに載ってた以外のものがあつたのかどうか。

<塚口会長> 先生方何かご質問ございましたら遠慮無く仰って下さい。前回、長谷先生が仰ったことでございますが、柏原市内のお寺とか神社などから誰か持って行った場合、持っていた神像や仏像がそのお寺のものであるかどうか判断するためにもですね、市域のお寺とか神社の神像なり仏像なり悉皆調査してせめて写真ぐらい撮っておかないといけませんね。

<長谷委員> 今年京都で盗難がありまして犯人がみつかっていろいろとしているんです

けれど、問題になっているのは所有者の方がこれうちの仏像やと言っても証拠がない限りなかなか警察が引き渡してくれないんですね。今回も確認をした破片とびったり接合したんで確かにそうだとということなんですけれど、簡単な写真だけでもあれば、大きさだけでもいいですので撮っておくと万が一の時にすぐに戻ってきやすい。仏像というのは同じようなものですから盗られた方としては、これうちの仏像だとかそうじゃないとかありますので。ご住職のおられるところは特に盗難とかあればすぐわかるんですけども、おられないところは結構そういうものがあれば、万が一起こった時にチェックできるのでは。

<塚口先生> 何か事務局の方からご意見ご質問ございませんでしょうか。

<石田> 嫌疑不十分で検察から返ってきたんですけども、基本的には被疑者といわれている方が実際に現地に立って盗掘作業を行った、そういう証拠がないことそれが嫌疑不十分の根拠になったことでした。嫌疑不十分で不起訴になったということに対しては検察審査会に申し立てるとというのが道として残されているわけですけども、それをする以上はより確かな証拠がないとだめですし、通知書に被疑者のお名前が載っています。今回は消しています。そういう点も配慮した時にかなり強い証拠がないと審査会への申し立ても無理であろうし、もしそうでない場合、法的手段でもって逆に今度は柏原市そのものが訴えられるというところもありますので、かなり慎重にならざるを得ないなというところでは。

<塚口会長> 困ったものですね。昨年、お隣の奈良県香芝市で小さな喚鐘を指定文化財にされたんですけども、当然広報等に掲載のわけですし、その辺に置いておいたら盗まれるかも知れない。しっかり管理しておかなければならない。大きい鐘であれば大丈夫かという、決して安心はできない。ところが鐘もトラックを乗り付けて盗んでいく輩もおるそうですね。困ったもので。ついでにお伺いしたいんですけど、平尾山千塚古墳群あたりはどうなんでしょうか、最近。山の中の古墳なんかの盗掘は相変わらず続いているんでしょうか。

<石田> 現実的にかなり広範囲に広がっているものですからそこまで細かいところまで目が行き届かないなかなか難しいところがあります。多少気は付けているんですけども、やられたら仕方がないような状況であることは間違いありません。実際20年ほど前、盗掘されている状況が運良くといいますか発覚したことがあるんですけども、その時の犯人には全く及びませんでした。

<塚口会長> ああいう山の中にある古墳なんかはどうしようもないですね。見回りに行っても切りがありませんし。20数年前の話は近くに某市の封筒か何か落ちていたというその件でございますか。

<石田> どの市とは言いませんけれども市章が入ったジャンパー、防寒服がそこに落ちてました。

<塚口会長> 前回長谷先生がご提案されましたように何とかしなければいけません。お金が柏原市も大変だということだと思いますのであまりがお金がかからない程度で写真だけでも撮っておかなければ、あとで、こういうことは起こってはならんこととございますけれども万が一あった場合ですね、柏原市の教育委員会とか審議会は何をしたんやと言われかねませんよね。柏原市の財産ですからね。そういう方向で教育長先生にも前向きにお願いしたいと思います。事務局から他にいかがでしょうか。

<石田> 今日は追加ばかりで申し訳ございません。今から追加した資料をお配りします。今お手許にお届けしましたのは法善寺にあります壺井寺の鉦講、それについての資料です。大阪府教育委員会によりまして記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択、そういうことで本年21年1月16日付で壺井寺の鉦講が選択されております。これをご報告しておきます。概略についてはお手許の資料に説明されておりますけれども、毎年春秋の彼岸の時に講を組まれまして、こうして節にあわせて鉦を打つというものであります。

<塚口会長> このお寺は大阪市の平野にある大念仏の系統ですね。確かご住職が森田さんでしたね。何かこの件につきましてご質問はございませんでしょうか。指名して申し訳ございませんが、仏教関係で長谷先生あたりこれいかがですか。

<長谷委員> 鉦講というのはあまり。資料をよく読んでみます。

<塚口会長> はい、有難うございました。全般を通じまして何かございましたらお願いしたいと思います。ないようですので、これで議事は終わらせていただいてよろしいでしょうか。マイクを事務局にお返ししますので、よろしく願いいたします。

<石田> いろいろと今日は有難うございました。事務局の体制について一つご報告しておきます。昨年8月1日付で課長が異動で替わりました。

<駒田> 社会教育課長の駒田でございます。よろしく願いいたします。

<石田> 前回も出席しておりまして、歴史資料館館長の酒谷が昨年の4月1日付で異動で来ておるんですけども、前回の審議会の時に私が紹介し忘れておりました。失礼いたしました。

<塚口会長> では終わらせていただいてよろしいでしょうか。

<石田> 今回は幅広い分野の諮問ですとか資料のご紹介をさせていただきました。まだまだこれはほんの一部かと思っておりますので、先生方のご指導を受けながら進めていくべきことと思っております。今後もよろしく願いいたします。

以上